

広島市条例第 4 1 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年広島市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 号中「職員」の右に「（育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）にあつては、1 週間の勤務日が 2 日以下とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 1 2 0 日以下であるものに限る。）」を加える。

第 1 9 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 1 9 条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次

に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１９条の２ 第２号部分休業の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、
当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間)

第１９条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第１９条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、職員の１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間とする。

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第１９条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」

という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると認められる事情とする。

第20条中「職員が」の右に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第21条（見出しを除く。）を次のように改める。

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第19条の4の規定の適用については、同条中「10」とあるのは、「5」とする。
- 3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年広島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を」を「全部又は一部を」に改める。